



原
本

22総総法審第449号

裁 決

審 査 請 求 人

麹町ハイツ703号麹町法律事務所
上記代理人弁護士 市川 和明

処 分 庁 武蔵村山市福祉事務所長

審査請求人が平成22年10月15日に提起した保護廃止決定に係る
審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が審査請求人（以下「請求人」という。）に対し平成22年8
月25日付けでした保護廃止決定を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が請求人に対し平成22年8月2
5日付けで行った、保護廃止決定（以下「本件処分」という。）に
ついて、その取消しを求めるというものである。

第2 経緯（保護開始決定通知書、ケース記録、本件処分通知書等）

- 1 平成22年2月22日、処分庁は、請求人に対し、生活保護法（以下「法」という。）による保護を開始した。
- 2 処分庁は、不動産業者から、請求人宅（
）が競売に付されて落札され、手続が完了した旨情報を得た上で、平成22年8月20日、請求人宅を訪問し、請求人の不在と、玄関に、落札者によると思われる大きな南京錠が取り付けられていることを確認した。
- 3 平成22年8月25日、処分庁は、同月1日付けで、失そう・所在不明により保護を廃止することを決定し、本件処分通知書を請求人宅あてに普通郵便で送付した。
- 4 平成22年9月3日、処分庁は、武蔵村山市福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）に来所した請求人に対して、本件処分を口頭で告知した。

第3 当庁の判断

- 1 法によれば、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている（法26条）。このように法が書面による通知を必要とした趣旨は、保護廃止が被保護者の権利利益に重大な影響を与える処分であることから、処分の存在及び内容の明確性を担保するとともに、被保護者に処分の存在及び内容を正確に知らしめ、不服申立ての機会を付与する点にあると解され、書面による処分の通知は被保護者の利益保護のため重要な手続であるといえる。そうであれば、書面による通知は、処分後速やかに、できる限り確実に行われなければならない、

実施機関は通知書交付のため相当と認められる方策を尽くす必要があると解すべきである（保護停止処分について同旨。福岡地方裁判所平成21年3月17日判決（判例タイムズ1299号147頁）参照）。

- 2 これを本件についてみると、本件処分は、請求人の「失そう・所在不明」を理由になされているところ、処分庁は、本件処分通知書を、既に請求人が転出したと認めた請求人宅あてに、普通郵便で送付したまま（第2・2及び3）何ら、送達の確認を行っておらず、また、その後、請求人が福祉事務所に来所した際にも、本件処分通知書が未送達であることを確認しえたにもかかわらず、口頭による告知のみで、当該通知書の交付をしないまま、請求人に係る保護を廃止した（第2・4）ことが認められる。

そうすると、請求人に対し、速やかに書面により本件処分が通知されたとはいえず、処分庁は、本件処分通知書交付のため相当と認められる方策を尽くしたと認めることは困難であり、本件処分は、法26条に規定する書面による通知を欠いた、瑕疵あるものといわざるを得ない。

したがって、法26条に規定する書面による通知を欠いた本件処分は、その余の点について判断するまでもなく、違法又は不当な処分として取消しを免れない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法40条3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成23年2月14日

審査庁 東京都知事 石原慎太郎

